

IV 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実

1 基本的考え方

- 介護福祉士の教育内容については、現行の科目・カリキュラム・シラバスにとらわれず、今日的視点で抜本的に見直す必要がある。
- 介護福祉士の国家資格に求める水準は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力とする。このため、養成課程における教育内容も幅広く基本的な内容とし、資格取得後の現任研修等による継続的な教育を視野に入れた内容とする。
- 養成課程は、現在 2 年制 1,650 時間以上を基本としているが、介護ニーズの変化に対応できるよう教育時間、教育内容の充実を図るべきである。
- 教育年限については、介護を必要とする者の多様なニーズに対応する観点から、3 年制とすべきという意見もあるが、現段階では将来的な課題とし、当面は 2 年制の中で教育時間を 1800 時間程度まで増やすことが現実的であると考えられる。
- なお、現状においても、教育内容を充実し 3 年制以上の養成課程としている養成施設もあるが、上記の充実後の 1800 時間は最低の基準であり、より充実した教育への自主的な取組みは評価・推奨されるべきものである。

2 教育内容について

- 介護福祉士養成のための教育内容は、介護が実践の技術である性格から、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」、対人援助や他職種との協働に必要な基本的知識としての「こころとからだのしくみ」、根拠に基づく適切な介護の提供に必要な「介護」（「介護技術」と「実習」で構成）の 3 つの領域による構成とする。
- いずれも「介護のための」という視点のもと、理論と実践の融合化を目指す。

（「人間と社会」について）

- 人間と社会は、介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するものであり、内容の抜本的見直しとともに時間数を現行（現行 120 時

間) より大幅に拡充する。

- 介護現場では、高齢者や障害者等の介護における尊厳の保持や個別ケアが重視されており、また、他職種と協働しながら進めるチームケアにおいても、介護職員のコミュニケーション能力は必須であり、コミュニケーション技術を高める内容も含めるべきである。
- アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のためには、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力が必要である。また、介護現場における IT 技術の導入を推進するため、情報処理に関する学習も必要である。
- なお、制度に関する科目については、介護保険や障害者自立支援法を中心に、介護実践に必要な知識という観点から「社会保障の制度」として整理・統合する。また、利用者の権利擁護の観点から、個人情報の保護や消費者保護の視点も含める。
- 現行の基礎科目的教育内容については、すべて各養成施設の任意となっているが、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるよう配慮しつつ、基本となる教育内容をカリキュラム・シラバスに明示する。

(「こころとからだのしくみ」について)

- 介護の基礎として「こころとからだのしくみ」を新たに位置付け、相当数の時間数を充て、介護に必要な観点から、医学、看護、リハビリテーション、心理等の諸分野について必要なカリキュラムを編成する。
- その際、近年の介護現場において、利用者が重度化するとともに重度になっても地域で住み続けたいとの要請もあること、予防からリハビリテーション更には看取りまで介護福祉士に対応が求められる範囲が拡大してきていること、このような状況の中で多職種協働によるチームアプローチが重要となってきたこと等を踏まえ、教育内容の充実を図る。
- また、従来の介護現場では、入浴、排泄、食事のいわゆる「3大介護」が重視され、ともすれば身体ケアに关心が向けられる傾向があったが、増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野に対応していくためには、心理的・社会的なケアも重視していく必要がある。

(「介護技術」について)

- 介護技術の水準は、高齢者、障害児・者等に共通する基本的なものであり、かつ、施設、地域(在宅)における介護に汎用できる介護技術とする。
- 自立支援の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りまでを一

貫して理解できるようにする。

- 若年の障害者については、就労支援を視野に入れ、自立支援の重要性について理解する。
- 衣・食・住生活等の生活支援の領域については、介護に必要な視点から再編成する。
- 制度の改正に伴い、小規模な介護拠点が増加すると見込まれることから、少数の職員で業務にあたる場合であっても様々な介護ニーズに職員一人一人が的確に対応できるよう介護技術の幅を広げるようとする。
- 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を習得する。
- 他職種との協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できるような内容とする。
- リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護の実践ができるものとする。

(「実習」について)

- 介護福祉士として、適切な介護の実践ができるようには、養成課程における実習は極めて重要である。
- 充実した実習を行うためには、養成施設や教員だけの努力では達成することはできず、介護現場の協力が不可欠である。次代の介護を担う人材の育成という観点から実習場所として指定された施設や事業所は、充実した実習が展開できるよう協力することが必要であり、それぞれの関係者が役割や責務について共通の認識や方針を持って取り組むことが重要である。
- 教育内容全体について介護現場における業務に対応した実践的な内容となるように見直すこととするが、実習のあり方については、実習施設（いわゆる施設のみならず在宅サービスも含む。以下同じ。）の確保をはじめとする様々な問題点が指摘されていることから時間数は現行程度とするものの、実習方法や指導のあり方とともに、関連する教員や実習指導者のあり方、養成校の基準、実習施設の基準等の実習を取り巻く環境についても、教育内容の見直しを踏まえて抜本的に見直すこととする。（実習のあり方についてはV参照。）

3 検討の進め方

- カリキュラム・シラバスの検討は、各分野の専門家及び実践者からなる作業チームを設け、本「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の議論を踏まえ、本年中に一定のとりまとめを行うことを目途に検討を進める。（2年課程を基本として検討したうえで、他の養成課程の教育内容について検討する。この際、実務経験ルートに課す教育内容については、介護職員基礎研修の内容も考慮する。）
- なお、国家試験については、養成課程で学ぶべき基礎基本の習得度を確認するものであり、現実の教育内容を新しいシラバスに沿ったものとしていく観点からも、新カリキュラム・シラバスを反映した出題基準に改める必要がある。この出題基準の見直しについては、新カリキュラム・シラバスが作成された後に取組みを進める。

4 実施時期

- 新しい教育内容の実施については、養成施設における準備等を考慮して、十分な準備期間を充てることが必要である。

5 定期的見直し

- 介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏えた教育内容を普及させ、養成の質の向上を図ることが重要である。
- また、今回の新カリキュラム・シラバスの実施状況も踏まえつつ、その後、定期的に（例えば 10 年毎）その時点での直近の知見をもとにカリキュラム、シラバスの見直しを行う必要がある。